

注意!

「キックバイク」をはじめとした車輪付き遊具による、
交通死亡事故を含む子ども
の重大事故が、全国で
報告されています。

※独立行政法人国民生活センター調べ

保護者のみなさん

あなたのお子さん、遊具を使って
道路で遊んでいませんか?

警告!

「交通のひんぱんな道路に
おいて、球戯をし、ローラー・
スケートをし、又はこれらに
類する行為をすること」は
禁止されています。

※道路交通法第76第4項第3号
(道路における禁止行為)

●「キックバイク」を
はじめとした車輪付き遊具は、
使用が許可されている公園や広場
で遊びましょう。

●坂道ではスピードが出て制御できな
いので、子どもから目を離さないよう
に気をつけましょう。

●乗る際は、必ずヘルメットを
着用させましょう。

